浅尾慶一郎	神奈川県鎌倉市植木三七〇―一	衆議院議員南関東	平成二十一年八月三十日	○
山内　康一	東京都港区赤坂二―一七―一〇	衆議院議員北関東	平成二十一年八月三十日	○
柿沢　未途	東京都江東区富岡一―一二一―一二	衆議院議員東京都	平成二十一年八月三十日	○
川田　龍平	東京都千代田区永田町二―一―一	参議院議員東京都	平成十九年七月二十九日	○
水野　賢一	千葉県佐倉市王子台六―四一―一	参議院議員千葉県	平成二十二年七月十一日	○
小野　次郎	山梨県北杜市明野町上手七一八七―一	参議院議員比例代表	平成二十二年七月十一日	○
上野　宏史（上野ひろし）	群馬県高崎市田町一四一―一	参議院議員比例代表	平成二十二年七月十一日	○
小熊　慎司	福島県会津若松市東栄町四―一七	参議院議員比例代表	平成二十二年七月十一日	○
桜内　文城	愛媛県宇和島市保手五―七―一五	参議院議員比例代表	平成二十二年七月十一日	○
柴田　巧	富士見県小矢部市清水二九六七	参議院議員比例代表	平成二十二年七月十一日	○
寺田　典城	秋田県秋田市手形山中町二―三七	参議院議員比例代表	平成二十二年七月十一日	○
中西　健治	神奈川県横浜市中区山下町二七	参議院議員神奈川県	平成二十二年七月十一日	○
松田　公太	東京都港区赤坂九―七―四	参議院議員東京都	平成二十二年七月十一日	○
江口　克彦	大阪府枚方市東香里三―一三―一五	参議院議員比例代表	平成二十二年七月十一日	○

(ろ)　得票総数

平成二十一年八月三十日執行総選挙　小選挙区選挙　六一五、二四四票

比例代表選挙　三、〇〇五、一九九票

平成二十二年七月十一日執行通常選挙　比例代表選挙　七、九四三、六四九・三六九票

選挙区選挙　五、九七七、三九一・四八五票

(は)　政党助成法第五条第一項の規定による直近の届出年月日　平成二十二年一月十三日

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第１６７９６号

東京都江戸川区南小岩８丁目26―６　ＴＮＫ第６ビル502

債務者　永井　武博

1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　鎌田　智

4　破産債権の届出期間　平成22年11月10日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月17日午後２時

6　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７９７号

東京都江戸川区南小岩８丁目26―６　ＴＮＫ第６ビル502

債務者　永井美佐子

1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　鎌田　智

4　破産債権の届出期間　平成22年11月10日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月17日午後２時

6　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６８５５号

東京都北区桐ヶ丘２丁目７―Ｎ26―202

債務者　佐藤　路

1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　丸山　隆

4　破産債権の届出期間　平成22年11月10日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月17日午前10時30分

6　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６８６６号

東京都世田谷区上用賀４丁目17―６―43

債務者　本間　二郎

1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　丸山　隆

4　破産債権の届出期間　平成22年11月10日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月17日午前10時

6　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７０１０号

神奈川県藤沢市辻堂３丁目６―３

債務者　松長　良治

1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　有住　淑子

4　破産債権の届出期間　平成22年11月10日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月17日午前10時

6　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７０１１号

神奈川県横浜市鶴見区寺谷２丁目１―20―406、住民票上の住所東京都千代田区外神田６丁目５―６　前川ビル

債務者　松長　茂治

1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　有住　淑子

4　破産債権の届出期間　平成22年11月10日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月17日午前10時

6　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで

東京地方裁判所民事第20部